

令和3年5月28日  
社会・援護局 地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
代表:03-5253-1111

報道関係者 各位

## 緊急小口資金等の特例貸付の申請期間の延長について

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付、再貸付）の特例貸付については、令和3年6月末までとされていた申請の受付期間を令和3年8月末まで延長します。